

EPA活用マニュアル



日本・ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)版



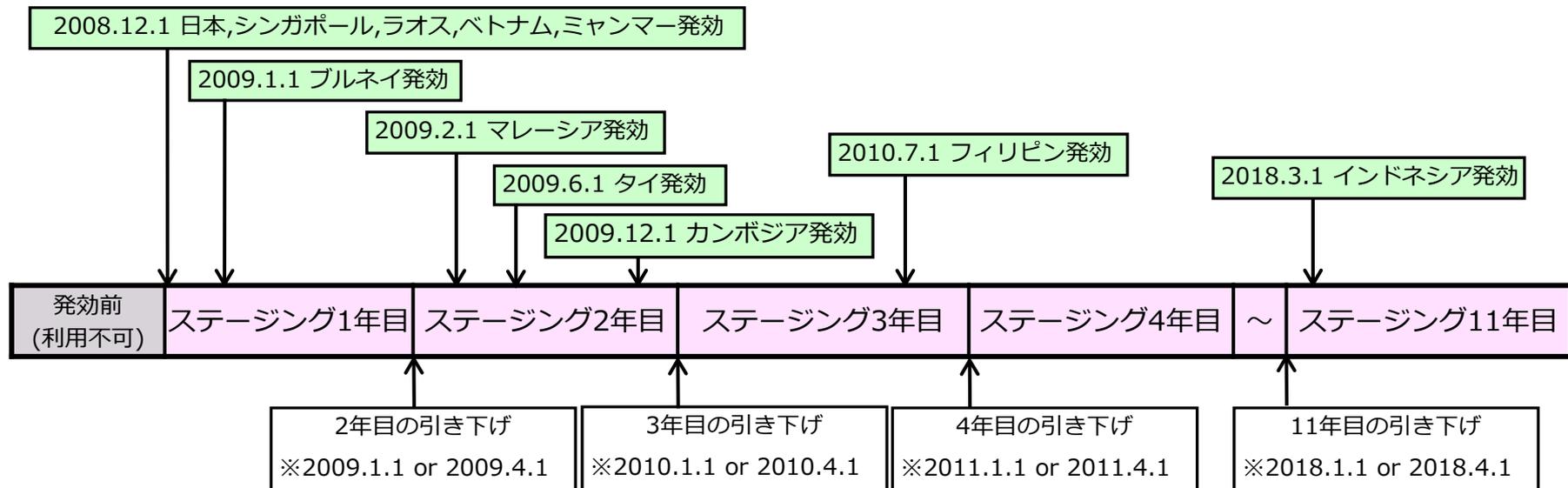
第1部	AJCEP概要	02～06頁
第2部	特惠税率適用までの流れ	07～10頁
第3部	HSコードの特定	11～12頁
第4部	関税率を調べる	13～21頁
第5部	原産地規則	22～40頁
第6部	原産地証明手続き	41～48頁
第7部	その他(積送基準等)	49～50頁

2023年10月1日

ジェトロ 貿易投資相談課

発効日とステージング

2008年12月1日に協定が発効したため、AJCEPの基準年は2008年である。



・各締約国の発効日が該当する年度のステージングを適用。

※年度はマレーシア、カンボジア、インドネシアが1月1日から12月31日、日本を含むそれ以外は4月1日から翌3月31日。

発効

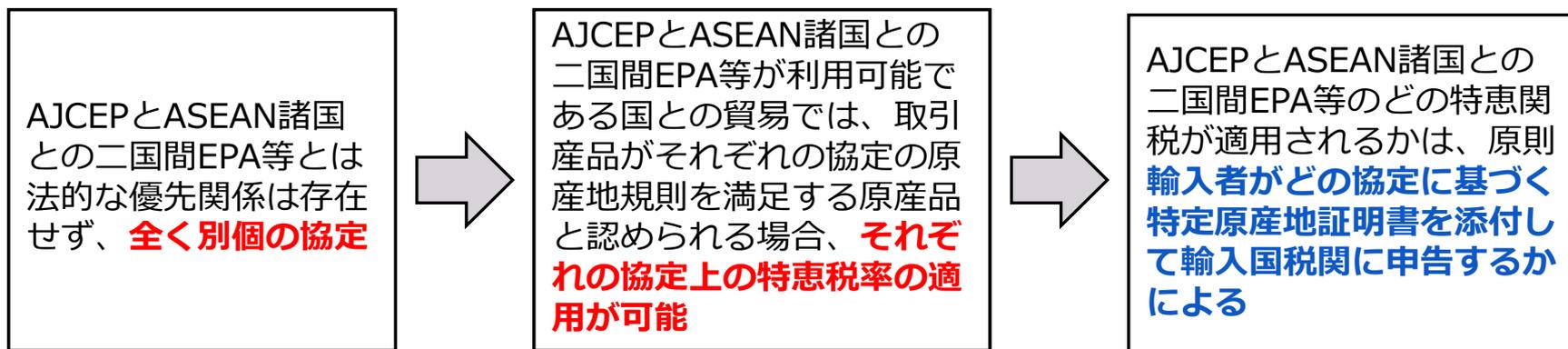
日本・ASEAN包括的経済連携協定（AJCEP）は全締約国において発効済。
各国の発効日は以下表のとおり。

発効国	発効日
日本・シンガポール・ベトナム・ ラオス・ミャンマー	2008年12月1日
ブルネイ	2009年 1月1日
マレーシア	2009年 2月1日
タイ	2009年 6月1日
カンボジア	2009年12月1日
フィリピン	2010年 7月1日
インドネシア	2018年 3月1日

(参考) ASEAN諸国の二国間EPA等との関係

AJCEPとASEAN諸国の二国間EPA等との関係はどうなるのか？

→ AJCEPと二国間EPA等とは全く別個の協定！



★AJCEPと二国間EPA等の物品貿易の条件（税率、原産地規則等）を比較し、より有利な条件のEPAをご利用ください。

(参考) ASEAN諸国の二国間EPA等との関係

利用可能な日本とASEAN諸国との二国間EPA等

シンガポール	日シンガポール協定 (2002年11月30日発効) AJCEP (2008年12月1日発効) CPTPP (2018年12月30日発効) RCEP (2022年1月1日発効)	ブルネイ	日ブルネイ協定 (2008年7月31日発効) AJCEP (2009年1月1日発効) CPTPP (2023年7月12日発効) RCEP (2022年1月1日発効)
マレーシア	日マレーシア協定 (2006年7月13日) AJCEP (2009年2月1日発効) CPTPP (2022年11月29日発効) RCEP (2022年3月18日発効)	インドネシア	日インドネシア協定 (2008年7月1日発効) AJCEP (2018年3月1日発効) RCEP (2023年1月2日発効)
タイ	日タイ協定 (2007年11月1日発効) AJCEP (2009年6月1日発効) RCEP (2022年1月1日発効)	ベトナム	日ベトナム協定 (2009年10月1日発効) AJCEP (2008年12月1日発効) CPTPP (2019年1月14日発効) RCEP (2022年1月1日発効)
フィリピン	日フィリピン協定 (2008年12月11日発効) AJCEP (2010年7月1日発効) RCEP (2023年6月2日発効)	カンボジア	AJCEP (2009年12月1日発効) RCEP (2022年1月1日発効)
ラオス	AJCEP (2008年12月1日発効) RCEP (2022年1月1日発効)	ミャンマー	AJCEP (2008年12月1日発効) RCEP

AJCEPの利用により . . .

★日本からASEANに輸出する產品、およびASEANから輸入する產品の関税が削減・撤廃される

- 即時撤廃になるもの
- 段階的に削減し、いずれ撤廃になるもの
- 指定された条件の下での削減・撤廃
- 割当量内で減税あるいは無税
- 除外するもの：関税の削減・撤廃が行われないもの

※注：再交渉品目はAJCEPには存在しない



★AJCEP特惠税率適用を受けるためには、輸出国で原産地証明書（日本では特定原産地証明書）を取得し、輸入国税関へ提出する必要がある。

EPA特恵税率が適用されるための要件

以下3点全ての要件が必要。

1. 対象輸入産品にEPA特恵税率が設定されていること

日本からASEAN締約国に輸出・・・ASEAN締約国側のEPA特恵関税率表を確認
ASEAN締約国から日本に輸入・・・日本税関 輸入統計品目表（実行関税率表）を確認
<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

2. 輸入産品にEPA特恵税率の適用資格（原産資格）があること

(1)原産地規則を満足していること、および積送基準を満足していること

(2)そして、それらを証明すること

原産地規則を満足している証明：特定原産地証明書

積送基準を満足している証明：運送要件証明書（通し船荷証券の写し等）

※積送基準については本資料p.51参照

3. 特定原産地証明書および運送要件証明書（通し船荷証券の写し等）を輸入国税関に対して提出すること

EPA特恵関税を利用するための手順（日本から輸出の場合）

1. 輸出相手国が適用可能なEPAの対象国が確認する

輸出先国（輸入国）が日本とEPAを締結しているか、また当該EPAが発効しているか調べる。

■ JETROトップページ > EPA/FTA、WTOポータルサイト > 日本が締結しているEPA等

<https://www.jetro.go.jp/themetop/wto-fta/>

■ 日本税関 EPA相手国側譲許表

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm>

ASEAN10か国のうち、7カ国は日本と二国間EPAを締結している(本資料p.5参照)。
4か国はCPTPPの参加国である。またASEAN10か国はRCEPにも参加している。

（※注：2023年10月現在、日本との輸出入においてミャンマーのみRCEP利用不可）

【参考】

・JETROウェブサイト TPP11 <https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp.html>

・JETROウェブサイト RCEP <https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/rcep.html>

2. 輸出製品のHSコードを特定する：輸入国税関の判断したHSコードが必要

①輸入国において過去に同一品を輸入したことがある場合：
その時の税関が許可した輸入許可書に記載されているHSコードを利用。

②輸入国において初めて輸入する場合：
輸入者に輸入国税関に対して、HSコードを確認してもらう。

※できる限り、文書による品目分類の**事前教示**（Advance Ruling of Tariff Classification）を利用する。

EPA特恵関税を利用するための手順（日本から輸出の場合）

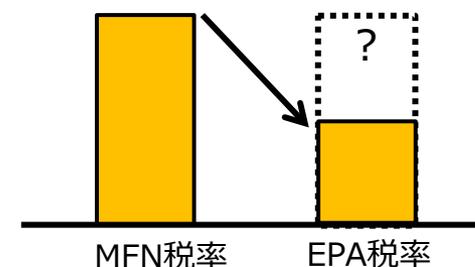
3.EPA特恵関税率と最恵国（MFN）税率を調べる

EPA特恵関税率と、通常適用されるMFN税率を調べ、比較する。

注1: EPAを利用して全ての製品の関税が安くなるとは限らない

2: MFN税率がもともと無税の品目も多数ある。

3: EPAには再協議品や除外品目などの特恵関税対象外品目があるので注意！



EPA特恵関税率の調べ方（本資料p.16～21参照）

①各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表) から調べる

AJCEPの場合 外務省 AJCEP(英文) > ASEAN側の各国譲許表 : Annex 1のPart2～11を参照

<https://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex1.html>

②データベース「World Tariff」で調べる JETRO > 世界各国の関税率 (World Tariff)

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

4.対象輸出産品に求められている原産地規則を調べる

原産地規則については本資料p.25～42を参照。

AJCEPの場合、品目別規則の規定がない品目は、**一般規則**を適用する。

(一般規則については本資料p.26を参照)

■ JETRO > EPA活用法・マニュアル

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa/>

■ 日本税関 > 原産地規則ポータル > 品目別原産地規則

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

EPA特恵関税を利用するための手順（日本から輸出の場合）

5.（生産者or輸出者は）上記4で調べた原産地規則を満たすことを証明する書類を作成

- 経済産業省 > 原産地証明 > ガイドライン

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html

『原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示』

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

- JETRO「原産地証明ナビ」

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/navi/>

6.【AJCEPの場合】

日本の生産者または輸出者が日本商工会議所（以下「日商」）に原産品判定依頼をおこない、輸出者が特定原産地証明書の発給申請をおこなう。

- 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」ステップ6～7

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

7. 輸出者は日商に手数料を納付して証明書を受け取り、輸入者に送る。

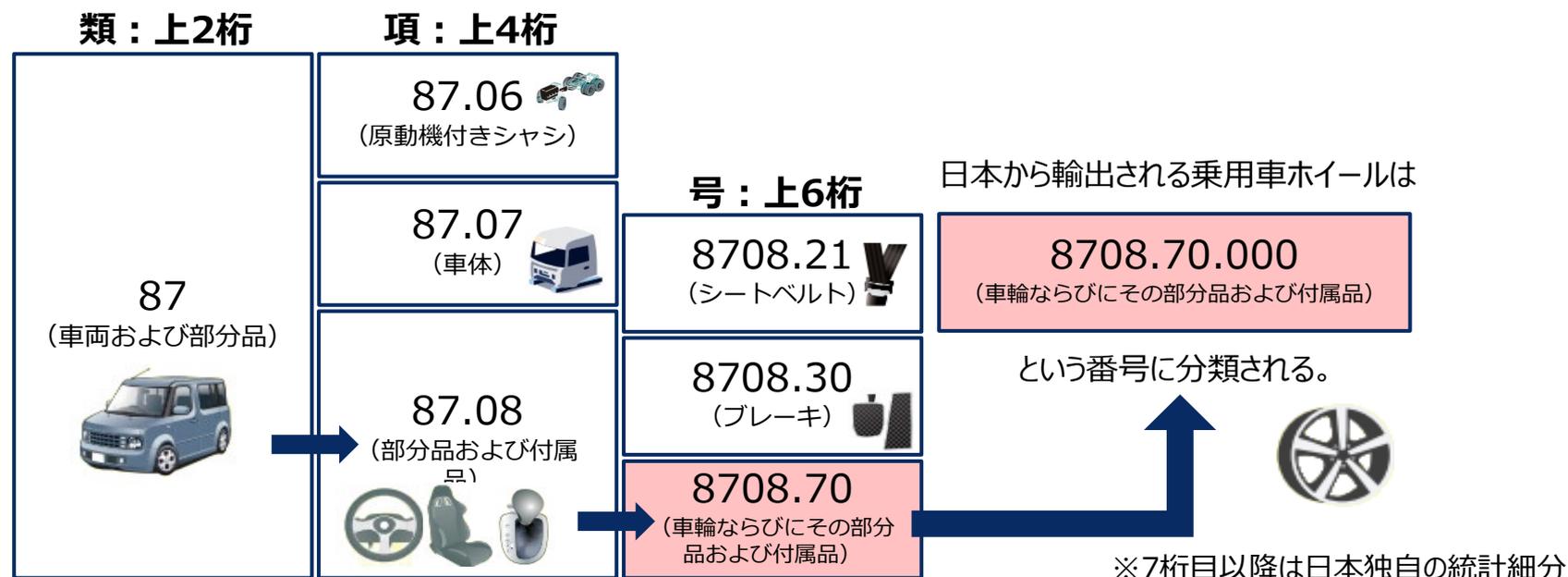
注：証明書の受取方法は、日商窓口or郵送。ただしAJCEPにおいて仕向国がマレーシアの場合のみ、証明書は電子媒体（PDFファイル）にて交付されるので、日商のシステムからダウンロードする。

8. 輸入者は輸入申告書に特定原産地証明書、船荷証券の写し、通常の輸入申告に必要な書類を添付して税関に提出する。

HSコード概要

- HSコード（関税分類番号）とは、輸出入の際に商品进行分类する番号。
 - HSはHarmonized Commodity Description and Coding Systemの略。
 - **上6桁は世界共通**だが、7桁目以降は各国ごとに定められている。
 - EPAでは6桁のHSコードをベースに税率、原産地規則等が規定されている。
- EPA利用の際は、**正しいHSコードの特定が極めて重要。**

HSコードの構造



※参考 日本税関「関税分類の概要」https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm

HSコードの年版

- HSコードは5年ごとに改正される。最新版は2022年版。
- 各EPAでは、協定書の中で採用されているHSコードの年版が異なる。
= **原産地証明書には採用年版のHSコードを記載**すること。
- EPAを利用する対象製品の最新HSコードが、過去のHSコードから変更された品目の場合(※参照) 原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコード (=最新HSコードを記載) が異なるので 要注意。

※各バージョンのHSコードの移行関係は、WCO（世界税関機構）作成の相関表（Correlation Table）を要確認。
<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>

HSコードのバージョン	協 定
HS2002年版	日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日フィリピン、日チリ、日ブルネイ、日タイ（ただし品目別規則については2022年1月1日より2002年版から2017年版に変更）、日インドネシア（ただし品目別規則については2024年2月5日より2002年版から2017年版に変更予定） <u>日ASEAN（ただし品目別規則については2023年3月1日より、2002年版から2017年版に変更）</u>
HS2007年版	日ベトナム、日スイス、日インド、日ペルー
HS2012年版	日オーストラリア、日モンゴル、CPTPP、RCEP（ただし品目別原産地規則については2023年1月1日よりHS2022年版に変更）
HS2017年版	日EU、日米、日英、日タイ品目別原産地規則 日ASEAN品目別原産地規則
HS2022年版	RCEP品目別原産地規則

関税率の調べ方①

譲許表（関税撤廃・削減スケジュール）で調べる

AJCEP譲許表の見方①

日本税関 EPA相手国側譲許表（関税率表）

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm>

ASEAN各国のAJCEPの
列にある各○からリンク



税関
Japan Customs

税関・税関について

全国の税関

お問合せ

密輸情報提供

▼ 本文へ | 文字サイズ **標準** 拡大

▶ サイトマップ

ENHANCED BY Google

現在位置: ホーム > 経済連携協定 (EPA/FTA) (関税・税関関係) > EPA相手国側譲許表 (関税率表)

EPA相手国側譲許表 (関税率表)

このページでは、我が国が締結している経済連携協定に関する相手国情報を掲載しております。相手国税関等のホームページを掲載しておりますが、実際のEPA相手国への輸入手続については、相手国税関窓口にお問い合わせ下さい。

外部ページへリンク (※すべて新規ウィンドウで開きます。)

国等 (リンクは協定HP)	二国間	AJCEP (和文) (英文)	TPP11 (和文) (英文)	RCEP (和文) (英文)	参考 (相手国税率検索サイトまたは税関HP)
シンガポール	○	○	○	○	シンガポール税関 (Singapore Customs)
メキシコ	○		○		メキシコ経済省 (Secretaria de Hacienda) ※スペイン語のみ
マレーシア	○	○	○	○	マレーシア税関 (Royal Malaysian Customs Department)
チリ	○		○		チリ税関庁 (Chile Aduanas) ※スペイン語のみ
タイ	○	○		○	タイ税関 (Thai Customs)
インドネシア	○	○		○	インドネシア関税消費税総局 (Directorate General of Customs & Excise)
ブルネイ	○	○	○ (2023年2月現在 未発効)	○	ブルネイ税関 (Royal Customs and Excise Department)
カンボジア		○		○	カンボジア税関 (General Department of Customs and Excise of Cambodia)
ミャンマー		○		○	ミャンマー税関 (Myanmar Customs)
ラオス		○		○	
フィリピン	○	○		(①各国共通) (②対日)	フィリピン関税委員会 (Tariff Commission)
スイス	○				スイス連邦税関局 (Federal Customs Administration) ※税率検索ページはドイツ語のみ
ベトナム	○	○	○	○	ベトナム税関総局 (Vietnam Customs)
インド	○				インド関税・関税中央委員会 (Central Board of Excise and Customs)

AJCEP譲許表の見方

外務省 AJCEP(英文)

<https://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/agreement.html>



AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG JAPAN AND MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS

*Completion of the Signing of the ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement (Joint Press Release), (April 2008)

AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG JAPAN AND MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS

- [Annex 1: Schedules for the Elimination on Reduction of Customs Duties](#)
- [Annex 2: Product Specific Rules \[PDF\]](#)
- [Annex 3: Information Technology Products \[PDF\]](#)
- [Annex 4: Operational Certification Procedures \[PDF\]](#)
- [Annex 5: Work Programmes for Economic Cooperation \[PDF\]](#)

Annex 1 : Schedules for the Elimination on Reduction of Customs Duties

(和訳：附属書1 関税の撤廃又は引下げに関する表)

Annex 2: Product Specific Rules

(和訳：附属書2 品目別規則)

Annex 3: Information Technology Products

(和訳：附属書3 情報技術製品)

Annex 4: Operational Certification Procedures

(和訳：附属書4 運用上の証明手続)

Annex 5: Work Programmes for Economic Cooperation

(和訳：附属書5 経済的協力のための事業計画)

Part2～11 ASEAN各国の譲許表（関税スケジュール表）
<http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex1.html>

Annex 1: Schedules for the Elimination on Reduction of Customs Duties

Part 1.	General Notes [PDF]
Part 2.	Section 1: Notes for Schedule of Brunei Darussalam [PDF]
	Section 2: Schedule of Brunei Darussalam [PDF]
Part 3.	Section 1: Notes for Schedule of the Kingdom of Cambodia [PDF]
	Section 2: Schedule of the Kingdom of Cambodia [PDF]
Part 4.	Section 1: Notes for Schedule of the Republic of Indonesia [PDF]
	Section 2: Schedule of the Republic of Indonesia [PDF]
Part 5.	Section 1: Notes for the Schedule of the Lao People's Democratic Republic [PDF]
	Section 2: Schedule of the Lao People's Democratic Republic [PDF]
Part 6.	Section 1: Notes for Schedule of Malaysia [PDF]
	Section 2: Schedule of Malaysia [PDF]
Part 7.	Section 1: Notes for Schedule of the Union of Myanmar [PDF]
	Section 2: Schedule of the Union of Myanmar [PDF]
Part 8.	Section 1: Notes for Schedule of the Republic of the Philippines [PDF]
	Section 2: Schedule of the Republic of the Philippines [PDF]
Part 9.	Schedule of the Republic of Singapore [PDF]
Part 10.	Section 1: Notes for Schedule of the Kingdom of Thailand [PDF]
	Section 2: Schedule of the Kingdom of Thailand [PDF]
Part 11.	Section 1: Notes for Schedule of the Socialist Republic of Viet Nam [PDF]
	Section 2: Schedule of the Socialist Republic of Viet Nam [PDF]

各国のAJCEP譲許表の見方

例：タイの譲許表

Section 2
Schedule of the Kingdom of Thailand

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
Chapter 1	Live Animals			
01.01	Live horses, asses, mules and hinnies.			
0101.10	- Pure-bred breeding animals		A	
0101.901	- Other :		A	
0101.909	- - - Horses	30%	B8	
	- - - Other			
01.02	Live bovine animals.			
0102.10	- Pure-bred breeding animals		A	
0102.90	- Other		A	
01.03	Live swine.			
0103.10	- Pure-bred breeding animals		A	
	- Other :			
0103.91	- - Weighing less than 50 kg	10%	B5	
0103.92	- - Weighing 50 kg or more	10%	B5	
01.04	Live sheep and goats.			
	- Sheep :			
0203.11000	- - Carcasses and half-carcasses		X	
0203.12000	- - Hams, shoulders and cuts thereof, with bone in	5%	C	
0803.00	Bananas, including plantains, fresh or dried:			
0803.00100	Pisang mas	5% AND RM1322.77	R	(a)
0803.00200	Pisang rastali	5% AND RM1322.77	R	(a)
0803.00300	Pisang berangan	5% AND RM1322.77	R	(a)
0803.00400	Pisang embun	5% AND RM1322.77	R	(a)
0803.00900	Other	5% AND RM1322.77	R	(a)

Colum4(Category)を参照。

「A」は発効日に関税撤廃

「Bn (nには数字が入る)」は段階的に毎年引き下げ:
発効日に最初の引き下げが行われ、それ以降、毎年4月1日に引き下げられる(マレーシア・カンボジア・インドネシアは毎年1月1日に引き下げ)

※本資料p. 2 参照。

※2023年8月現在、AJCEPは発効から14年以上が経過しているため、全加盟国においてB15までの品目の関税が撤廃されている。

「C」は基準税率適用。

「X」は除外品目のため関税撤廃等の譲許なし

「R」はColum5(Note)に記載されている条件で関税削減

関税率の調べ方②

World Tariffで調べる

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 ▾ サービス ▾ 国・地域別に見る ▾ 目的別に見る ▾ 産業別に見る ▾

◆ 目的別に見る > 輸出 > 世界各国の関税率

輸出 輸出のコンテンツ一覧 +

世界各国の関税率

このページを印刷する

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特恵税率）の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。

[詳しく見る](#)

初めの方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。

[詳しく見る](#)

登録ユーザーの方

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから、「利用方法」をご確認ください。

[検索画面へ](#)

初めの方には**ユーザー登録が必要**

詳細は「**利用方法**」をご参照ください

関税の種類（日本の場合）

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用。
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域および二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの産品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束（譲許）している税率（協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される）。
一般特恵税率 (GSP税率)	開発途上国で、特恵関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国（特恵受益国）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特恵税率）を適用する制度（GSP: Generalized System of Preferences）。特恵原産地証明書（Form A）が必要。
特別特恵税率 (LDC税率)	特恵受益国のうち、後発開発途上国（LDC）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特恵対象品目を輸入する場合も、LDC特恵税率が適用され、無税となる。LDC特恵税率の適用には、原則として、特恵原産地証明書（Form A）の提出が必要。関税暫定措置法で定められている。
協定特恵税率 (EPA特恵税率)	JETRO > EPA/FTA、WTOポータルサイト > 日本が締結しているEPA等 の各 EPAの協定税率 https://www.jetro.go.jp/themetop/wto-fta/

	協定	非協定
特恵	EPA特恵税率	一般特恵（GSP）税率 特別特恵（LDC）税率
非特恵	WTO協定税率	基本税率

出所：税関「関税のしくみ」、外務省「特恵関税制度」から一部抜粋

日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇（MFN：Most Favored Nation）を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する**最恵国待遇税率（MFN税率）**は、以下のとおり決定される。

協定税率が設定されている品目	暫定税率が設定されている品目	暫定税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		暫定税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目	基本税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		基本税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	基本税率を適用
協定税率が設定されていない品目	暫定税率が設定されている品目		⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を適用

出所：税関「税率決定までの流れ」より一部抜粋

一般特惠（GSP）税率適用品目の扱い

一般特惠税率(GSP税率)適用対象品目のほとんどは、EPA発効後、GSP適用除外品目になる。

しかし、以下の点に注意が必要である。

1. EPA発効後も、一般特惠対象品目でGSP税率がEPA特惠税率を下回る品目はGSP税率の適用が可能。
2. EPA対象外(除外、再協議)であって、一般特惠対象でGSP税率の適用が可能な品目は、GSP税率の適用が可能。
3. **カンボジア・ラオス・ミャンマー**は、EPA発効後も特別特惠受益国（LDC）として引き続き全ての一般特惠対象品目の適用が可能。

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm

原産地規則

- ・ 輸出産品がAJCEP特惠税率の適用を受けるためには、その産品が“**原産品**” (**Originating Good**) である必要がある。
- ・ 原産地規則とは輸出産品の原産品としての資格を判断するためのルールであり、各EPAで定められている。

AJCEPの原産地規則と適用される産品例

A. 完全生産品 (WO)

※農林水産品、動植物、鉱物資源等

B. 原産材料のみから生産される産品(PE)

※加工食品等

C. 非原産材料を使用し て生産される産品

※工業製品、
加工食品等

C-1. 品目別規則 (PSR)

関税分類変更基準
(CTCルール)

CC (上2桁変更)

CTH (上4桁変更)

CTSH (上6桁変更)

付加価値基準
(VALルール)

RVC40%

加工工程基準
(SPルール)

※注：AJCEPでは繊維製品等が対象。

C-2. 一般規則 (PSR無し)

関税分類変更基準
(CTCルール)

CTH (上4桁変更)

付加価値基準
(VALルール)

RVC40%

※救済規定(累積、僅少等)

原産地規則の調べ方②（日本から輸出の場合）

■ 日本税関 「原産地規則ポータル」 >> 「品目別原産地規則の検索」

<http://www.customs.go.jp/roo/>

税関サイト ▶

原産地規則ポータル

▼ 本文へ | 文字サイズ 標準 拡大 | English

お問合せ・その他のリンク | サイトマップ | ENHANCED BY Google

原産地規則とは | 協定・法令等 | 原産地証明手続 | 事前教示 | 事後確認

原産地規則ポータル

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して、原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

目的別に探す

原産地規則とは	協定・法令等	原産地証明手続	事前教示	事後確認
品目別原産地規則の検索	輸出相談 (自己申告制度)	様式見本 (自己申告制度)	パンフレット・お知らせ	お問合せ・その他のリンク

原産地規則の調べ方② (日本から輸出の場合)

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

>> 国名 / Country

>> 品目 / Item

HSコード(上位4桁もしくは6桁、ドット(.)なし)を入力してください。
Please enter the HS code in 4 or 6 digit without a dot (.)

検索/Search リセット/Reset

(参考)HSバージョンと協定の結びつき表

HS2002	日シンガポール経済連携協定 / Japan-Singapore EPA
	日メキシコ経済連携協定 / Japan-Mexico EPA
	日マレーシア経済連携協定 / Japan-Malaysia EPA
	日フィリピン経済連携協定 / Japan-Philippines EPA
	日チリ経済連携協定 / Japan-Chile EPA
	日タイ経済連携協定 / Japan-Thailand EPA
	日ブルネイ経済連携協定 / Japan-Brunei EPA
	インドネシア経済連携協定 / Japan-Indonesia EPA
	日ASEAN包括的経済連携協定 / ASEAN-Japan CEPA
HS2007	日 베트남 経済連携協定 / Japan-Vietnam EPA
	日スイス経済連携協定 / Japan-Switzerland EPA
	日インド包括的経済連携協定 / Japan-India CEPA
	日ペルー経済連携協定 / Japan-Peru EPA
HS2012	日オーストラリア経済連携協定 / Japan-Australia EPA
	日モンゴル経済連携協定 / Japan-Mongolia EPA
	TPPI (CPTPP) 協定 / Comprehensive and Progressive agreement for Trans-Pacific Partnership(CPTPP)
	地域的な包括的経済連携(RCEP) 協定 / Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement
HS2017	EU経済連携協定 / Japan-EU EPA
	日米貿易協定 / Trade Agreement Between Japan and the United States of America
	日米貿易協定(半団塊) / Trade Agreement Between Japan and the United States of America
	日英包括的経済連携協定 / Japan-UK CEPA
	日タイ経済連携協定 / Japan-Thailand EPA ※2022.1.1 -

日本税関 原産地規則ポータル
 >> 「品目別原産地規則の検索」
 >> 国名と品目(HSコード) を入力

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

❖ 国名 / Country

❖ 品目 / Item

HSコード(上位4桁もしくは6桁、ドット(.)なし)を入力してください。
Please enter the HS code in 4 or 6 digit without a dot (.)

▶ 入力されたHSコードと経済連携協定のHSコードのバージョンとが異なる場合がある
 The version of HS code may be different from that of the Economic Partnership Agreement you wish to use.

原産地規則の調べ方②（日本から輸出の場合）

日本税関「原産地規則ポータル」

>> 「品目別原産地規則の検索」

>> 国名と品目(HSコード) を入力

>> 検索結果

例：AJCEPを利用して、ベトナムにウイスキー（HSコード220830）を輸出

国名 / Country	ベトナム / VIET NAM
品目 / Item	220830

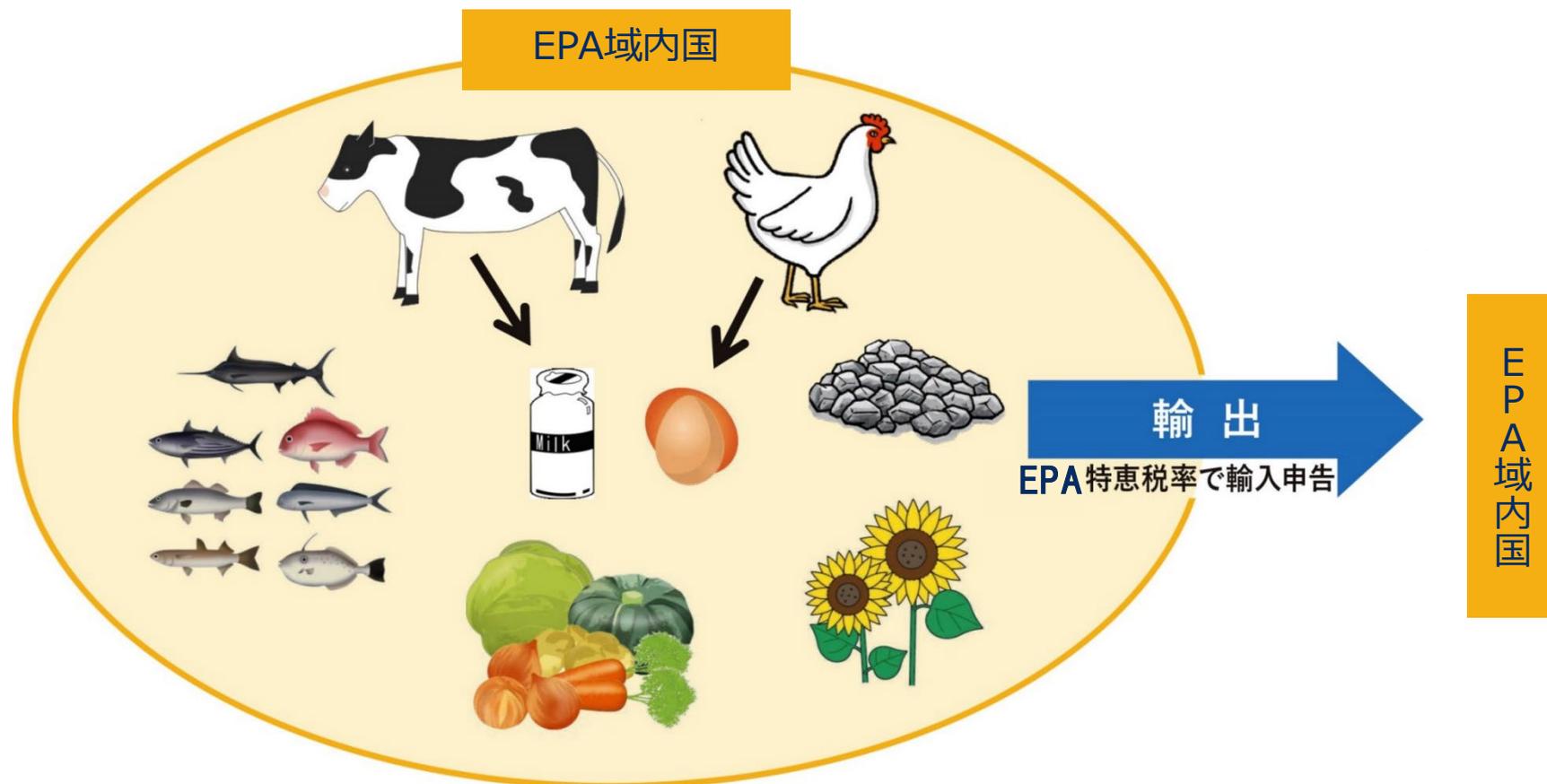
地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 (HS2022) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定 (HS2012) / Trans-Pacific Partnership (TPP) (HS2012)	日ベトナム経済連携協定(HS2007) / Japan-Viet nam EPA (HS2007)	日・ASEAN包括的経済連携協定(HS2017) / ASEAN-Japan CEPA (HS2017)
--	---	--	---

日・ASEAN包括的経済連携協定(HS2017) / ASEAN-Japan CEPA (HS2017)

HS2017				日・ASEAN包括的経済連携協定(HS2017) / ASEAN-Japan CEPA (HS2017)		
部 / Section	類 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
			220830	ウイスキー Whiskies	RVC四〇%又は、 CTH(第二二・〇七項からの変更を除く。) RVC 40% or CTH except from heading 22.07.	

A. 完全生産品 (WO : **W**holly **O**btained)

- ◆ 1つの締約国内で完全に得られ、または生産される製品。
- ◆ 農水産品（動植物・魚介類・卵・牛乳等）、鉱物資源など。



A.完全生産品（WO）の根拠書類

経済産業省 申請手続における提出書類等の例示と留意事項（農林水産品編）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_submission_nourinsuisanpin.pdf

(判定依頼者記入欄)
 判定受付番号等：
 ※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。

(判定依頼者) 殿

年 月 日

農林産品に係る生産証明書

住所（下記者の住所及び連絡先）

氏名（生産者又は卸売り業者等） 印

産品について、下記のとおりであることを証明します。

記

- 農林産物の種類：
 (注) 農林産物の一般的な名称を記載してください。
- 収穫地（都道府県名）：
- 生産者
 当方（本紙右上の氏名欄に記載の者）
 仕入先（別添の一覧表に記載の者）
 仕入先（ ）
- その他
 生産者名並びに生産者の所在地及び連絡先、並びに収穫地が特定できる取引等の記録について、特定原産地証明書の発給の翌日から5年間（ただし、日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定を利用する場合は3年間）は保存するとともに、締約国等の権限ある当局、経済産業大臣又は指定発給機関の求めに応じて提供することを約束します。
 (注) 生産証明書の作成者が「卸売り業者等」の場合のみ、上記をご確認ください。
 (注) 上記の「卸売り業者等」は、生産者から直接発荷・購入した者に限ります。

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認願います。特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている産品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。

農林産品に係る生産証明書

(判定依頼者記入欄)
 判定受付番号等：
 ※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。

(判定依頼者) 殿

年 月 日

農林産加工品に係る製造証明書

住所（下記者の住所及び連絡先）

氏名（加工業者等） 印

産品は、下記のとおりであることを証明します。

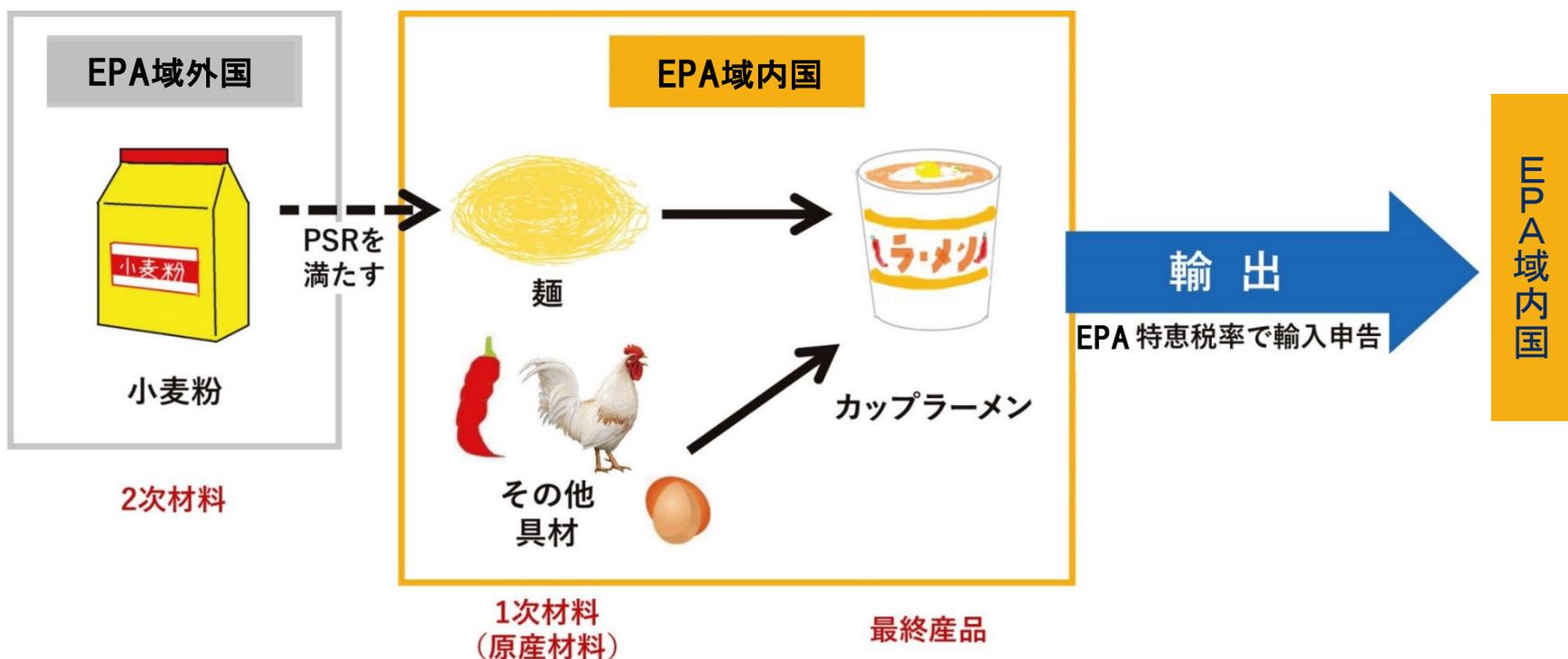
記

- 加工品名：
- 加工時期：年 月（～ 年 月）
- 加工地（都道府県名）：
- 原材料の輸入割合：
 (1) 全て日本産又は（EPA締約国名）産の原材料を使用。
 (2) (1)以外の輸入原材料を使用。
 主な輸入原材料名及び原産国：
 (注1) 加工品製造の際に、輸入原材料を使用している場合には、その主な原材料と原産国を記載してください。 ※記載例：小麦（オーストラリア産）、大豆（アメリカ産）
 (注2) 利用する経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認願います。特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている産品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。
- その他：

農林産加工品に係る製造証明書

B.原産材料のみから生産される産品(PE : Produced Entirely)

- ◆ **1次材料が全て原産材料**である産品。
- ◆ 完全生産品との違い：直接使用される原産材料の生産に使用された材料（二次材料）の中に、非原産材料（非締約国の材料など）が含まれていても、その一次材料が品目別規則（PSR）を満たしていればよいことになっている。



B.原産材料のみから生産される産品(PE) の根拠書類

PEを使用する時は、**各1次材料が全て実質的変更基準を満たすことを証明**する必要がある。
具体的には、右記の根拠書類を用意。

- 1次材料が農林水産品の場合
→ 農林水産品に係る生産証明書、等。
- それ以外の場合
→ 材料が品目別規則、もしくは一般規則を満たすことを示すサプライヤー証明等。
※サプライヤー証明は本資料p.40参照。

原産資格の確認資料（「原産材料のみから生産される産品」証明用）

調査No.

判定受付番号

資料作成日

1. 資料作成者（判定依頼者）情報 生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました。

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(4) 資料作成者メールアドレス※1	(5) 資料作成者電話番号※1	承認者氏名（任意入力）
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※1：とちりか入力

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
<input type="text"/>	日本	<input type="text"/>
(4) 生産工場住所		
<input type="text"/>		

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国※2
<input type="text"/>	<input type="text"/>

※2 日Aセミアン・RCEP等の多国間協

4. 産品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
<input type="text"/>	<input type="text"/>	原産材料のみから生産される産品 (カテゴリ-B、PE)

5. 原産材料のみから生産される産品による判定作業

(1) 使用材料名称	(2)HSコード4位以上入力	(3) 原産・非原産の区別 原産	(4) 原産材料の根拠(サプライヤー名)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

1 / 1 ページ

経済産業省 申請手続における提出書類等の例示と留意事項（2023年9月改訂）
「PE対比表フォーマット」

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html

C.非原産材料を使用して生産される産品

◆非原産材料を使用しているにもかかわらず、締約国における加工等の結果として、当該材料に**実質的な変更**があった場合には、その産品を原産品と認められる。

C-1.品目別規則(PSR : **P**roduct **S**pecific **R**ules)

◆ 附属書2 (品目別規則) では、それぞれの産品に応じた原産地基準 (原産品となるための要件) が規定されている。

C-2.一般ルール (RVC40又はCTH)

◆AJCEPでは、全ての産品にPSRが規定されているわけではないため、規定のない品目は一般ルール (RVC40又はCTH)を適用する。

PSRを満たす産品のイメージ



関税分類変更基準(CTCルール:Change in Tariff Classification)

材料と最終製品との間に特定の**HSコードの変更**がある。

【CC】 HSコード上2桁(類: Chapter)の変更

綿製の男子用シャツ (HSコード6205.20) をEPA締約国内で生産する場合

材料:綿織物 (5209.11)、縫糸 (5204.11)、ボタン (9606.29) は全てEPA**非**締約国であるA国産であり**非**原産材料だが、締約国でシャツに製造されることによって、HSコードの上2桁(類レベル)での変更が生じる(それぞれ第52類、第96類から第62類への変更)。従って、このシャツはCCを満たす原産品と認められる。

非締約国A国産の材料
綿織物
(HSコード: 5209.11)



縫糸
(HSコード: 5204.11)



ボタン
(HSコード: 9606.29)



締約国内における生産



綿製の男子用シャツ
(HSコード: 6205.20)



【CTH】 HSコード上4桁(項: Heading)の変更

砂糖菓子 (HSコード1704) をEPA締約国内で生産する場合

材料:甘しゃ糖 (1701) は当該EPA**非**締約国であるA国産であり**非**原産材料だが、締約国で砂糖菓子に製造されることによって、HSコードの上4桁(項レベル)での変更が生じる(第1701項から第1704項への変更)。従って、この砂糖菓子はCTHを満たす原産品と認められる。

非締約国A国産の材料
甘しゃ糖
(HSコード: 17.01)



締約国内における生産



砂糖菓子
(HSコード: 17.04)



【CTSH】 HSコード上6桁(号: Sub-Heading)の変更

スパークリングワイン (HSコード220410) をEPA締約国内で生産する場合

材料:ぶどう酒 (220429) は当該EPA**非**締約国であるA国産であり**非**原産材料だが、締約国でスパークリングワインに製造されることによって、HSコードの上6桁(号レベル)での変更が生じる(第220429号から第220410号への変更)。従って、このスパークリングワインはCTSHを満たす原産品と認められる。

非締約国A国産の材料
ぶどう酒
(HSコード: 2204.29)



締約国内における生産



スパークリングワイン
(HSコード: 2204.10)



<出所> JETRO「RCEP協定解説書」

関税分類変更基準(CTC)の根拠書類：対比表

非原産材料と最終製品の間でHSコードが変更していることを示す資料

JETRO 原産地証明ナビで作成可能

作成日：○年○月○日

HSコード	製品名	HSコード	部品名	原産情報等
		7215	スプルーブッシュ用炭素鋼鋼材	
		7208	固定側型板用炭素鋼鋼材	
		7208	コア用炭素鋼鋼材	
		7208	固定側取付板用炭素鋼鋼材	
		7208	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	
			六角孔付きボルト	原産(マレーシア) RCEP原産地証明書
			ロケートリング用炭素鋼鋼材	原産(マレーシア) RCEP原産地証明書
8480.41	金属成形用の金型		ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材	原産(マレーシア) ・原産材料であっても、HSコードの変更が確認できれば、非原産とみなすことも可能(その場合、サプライヤーからの資料入手は不要)。
			ガイドピン	原産(マレーシア)
			可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	原産(マレーシア)
		(7208)	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	原産(日本) サプライヤーからの資料(〇〇製造)
		(7215)	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材	原産(日本) サプライヤーからの資料(じえとろ電気)
		(7208)	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	原産(日本) サプライヤーからの資料(じえとろ電気)
	

・非原産材料は、HSコードが変更されていることを確認。

・非原産とした材料については、取引書類も原産性に係る書類も必要なし。

8480.41

金属成形用の金型

・原産材料は、HSコードの変更の有無の確認は不要。

・原産材料は、HSコードの変更の有無の確認は不要のため、HSコードの記載は原則不要。

・資料を提出したリプライヤーも、納入部材に関する同様の対比表や計算ワークシートを作成する。

【対象製品】生産国：日本、製造場所：〇〇株式会社、仕向地：中国
 【協定名】RCEP協定
 【適用した原産地規則】関税分類変更基準：CTH(4桁「項」の変更)

<出所> JETRO 「RCEP協定解説書」

救済規定：僅少の非原産材料 (De Minimis)

きんしょう

デミニマス

一部の非原産材料に関して、**関税分類変更基準**（例えばCTH）を満たさない場合であっても、第28条第1項および付属書2に定める**特定の割合**（※）を超えなければ（=ごく僅かであれば）**考慮しなくてもよい**。 ⇒ 当該産品を原産品とみなす。

（※）特定の割合

第16類、第19類、第20類、第22類、第23類、 第28類-第49類、第64類-第97類、 第1803.10号、第1803.20号、第1805.00号	当該産品の FOB価額の10% を超えない
第2103.90号	当該産品の FOB価額の7% を超えない
第50類-第63類	当該産品の 総重量の10% を超えない
その他	適用なし

<出所> 財務省関税局業務課「日ASEAN包括的経済連携協定 原産地規則の概要」

【僅少の非原産材料の適用例】

AJCEP締約国内で生産されるオレンジジャム（HS200791）

非原産材料：オレンジ（HS0805）、砂糖（HS1701）、レモン果汁（HS2009）

品目別規則：CC（類の変更）

【非原産材料】



第8類
30USD



第17類
10USD



第20類
5USD

ごく僅か



日本



第20類
100USD

レモン果汁はジャムと同じ第20類であることから、CC（類の変更）を満たさない。

⇒しかし**レモン果汁の価額は完成品のFOB価額の10%以下**であるため、**僅少の非原産材料の適用が可能**。

⇒**ジャムは原産品と認められる**。

付加価値基準(VAルール：Value Added)

- ◆ **AJCEP締約国内で付加された価値**により原産性を証明する方法。
- ◆ 原産性を認めるのに十分な付加価値が国内（または締約国内）で付加された場合に、原産品と認める基準。

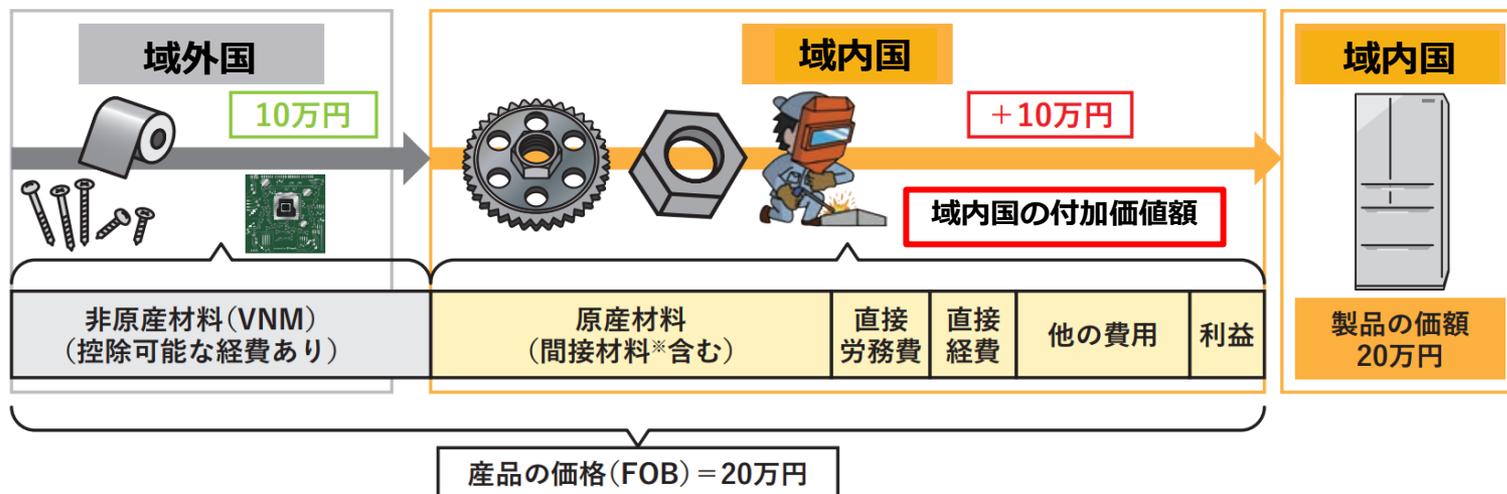
AJCEPでは控除方式のみ採用

方式		計算式
域内原産割合(RVC) (%) RVC: Regional Value Content	①控除方式	【全EPA（除く日スイスEPA）】 (輸出産品の価額-非原産材料の合計価額) ÷ 輸出産品の価額 × 100 ≥ n%
	②積上げ方式	【日インドEPA、日モンゴルEPA、RCEP】 (原産材料の価額 + 直接労務費 + 直接経費 + 利益) ÷ 輸出産品の価額 × 100 ≥ n% 【日チリEPA、TPP11】 原産材料の価額 ÷ 輸出産品の価額 × 100 ≥ n%
非原産材料の最大割合 (%)		【日スイスEPA、日EU・EPA、日英EPA】 非原産材料の価額 ÷ 産品の工場出し価額 (EXW) × 100 ≤ n%

(注) ・ 輸出産品の価額 = 原則、輸出する時点でのFOB価額
 ・ nは各協定により異なる。

付加価値基準(VA)の計算例

例：冷蔵庫 控除方式による付加価値基準を用いる場合



<AJCEP利用時> 付加価値基準の場合は、40%以上の域内付加価値が必要

控除方式

$$RVC(\%) = \frac{\text{FOB価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{20\text{万円} - 10\text{万円}}{20\text{万円}} \times 100 = 50\% \geq 40\%$$

閾値

⇒従って、域内原産割合(RVC)40%以上のため、原産品と認められる。

付加価値基準(VA)の根拠書類：計算ワークシート

規定の締約国域内原産割合(RVC)を上回ることを示す資料

JETRO 原産地証明ナビで作成可能

利用協定：日アセアン協定

生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市〇〇△△工場

適用原産地規則：付加価値基準(RVC40%以上)

輸出産品：HS8544.30 ワイヤーハーネス

FOB価額：US\$64(円換算¥5,800)

$RVC = (5,800 - 1,400) / 5,800 = 0.76$

特に最終生産地が国内であることを確認。

作成年月日
資料作成者名

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました。)

本事例では控除方式で計算。

$$\frac{(\text{FOB価額} - \text{非原産材料価額})}{\text{FOB価額}}$$

・控除方式を使う場合、原産材料の価額は出てこないで原産材料単価の根拠を示す資料は不要。他方、積上げ方式を使う場合には、当該価額の根拠を示す資料が必要。

・控除方式or積上げ方式については、原産/非原産材料の点数、価格の大小等を考慮し、協定の範囲内で、より簡便な方法を自由に選択可能。

・材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

・積上げ方式のうち、非材料費(労務費、諸経費、利益等)を付加価値分に含める場合には、当該価額を裏付ける資料が必要。

部品名	原産/非原産	単価	原産情報	価額情報
プラスチック製管	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
プロテクター	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ドライブギア	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ワッシャー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
織物製テープ	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
レセプタクル	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
タッピングスクリュー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
接続子	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ファスナー(留め具)	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
非原産材料価額合計		¥1,400		
LED	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(〇〇株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
銅線	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
電気導体	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
原産材料価額合計		¥1,100		
その他経費	-	¥2,700		製造原価明細
利益	-	¥400		製造原価明細
輸送費	-	¥200		国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
非材料費合計		¥3,300		

同時に関税分類変更基準も満たす必要がある場合、「対比表」(前述)を統合した表でも構わない。

<出所> 経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」

加工工程基準 (SPルール : **S**pecific **P**rocessing)

- ・非原産材料に対して、締約国で品目別規則 (PSR) が定める特定の加工工程が行われることをもって原産品とする基準。
- ・AJCEPは**繊維製品等**を対象としている。
- ・品目別規則 (PSR)にて、関税分類変更基準と併せて、非原産材料の紡績、製織、浸染等が締約国内で行われたことを条件としている。

■ 経済産業省「日・ASEAN包括的経済連携 (AJCEP) 協定」

第50類から第63類 繊維および繊維製品が原産性を取得するために必要な加工(付属書2)

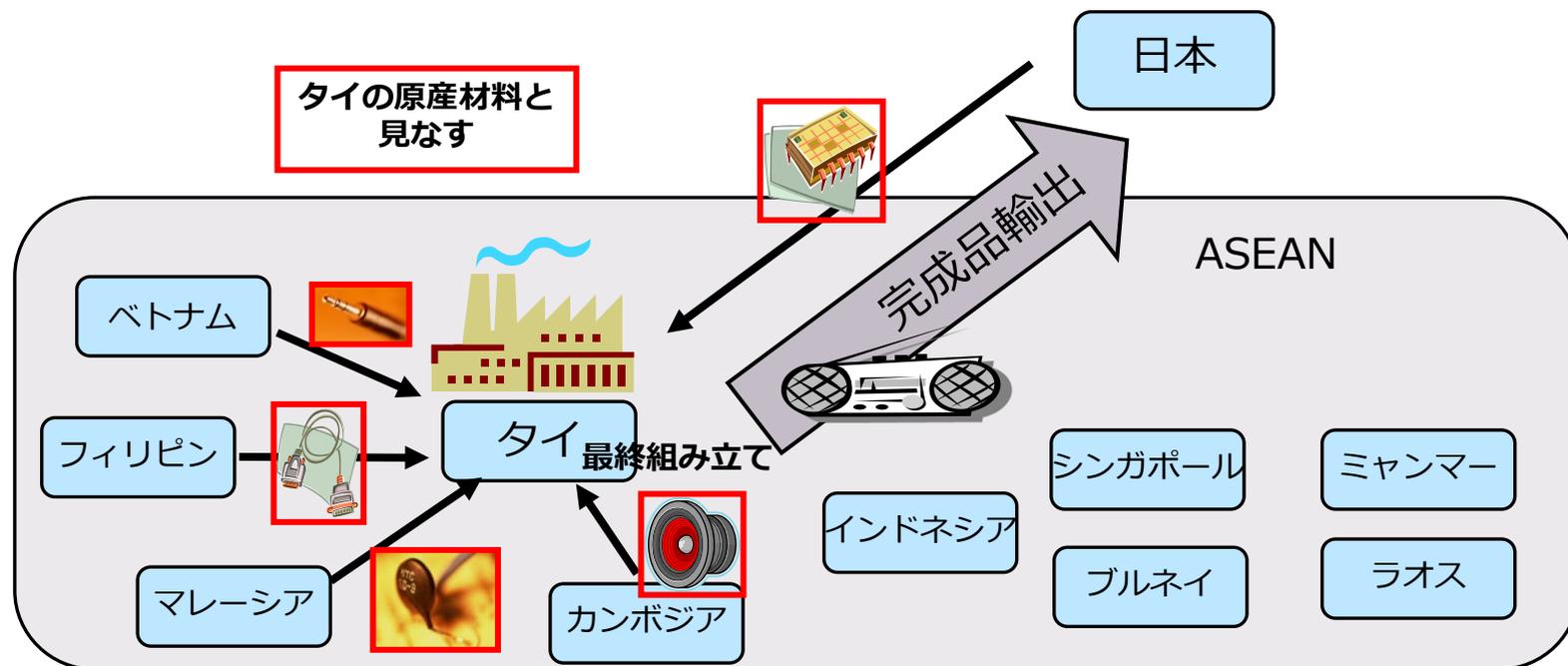
英文 : https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/pdf/epa/asean/gensanchi_annex2_part11_en.pdf

和訳 : https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/pdf/epa/asean/gensanchi_annex2_part11_jp.pdf

救済規定：累積規定(Accumulation)

AJCEP第29条:締約国の原産材料であって、他の締約国において生産するために使用されたものについては、当該産品を完成させるための作業(加工)が行われた締約国の原産材料とみなす。

例：タイでラジカセの最終組立作業を行って完成させ、日本へ輸出する場合
 ラジカセの材料であるジャック(ベトナム産)、ケーブルユニット(フィリピン産)、コンデンサー(マレーシア産)、スピーカー(カンボジア産)、IC(日本産)が、それぞれAJCEP協定上の原産地規則を満たし、それを特定原産地証明書で証明できれば、**タイの原産材料**と見なされる。



根拠書類

根拠書類：輸出する産品が**原産地規則を満たしていることを示す書類**で3年間の保存義務が課せられている。

※サプライヤー証明は下記資料P18を参照。

■参考資料：経済産業省

「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html

- ◆CTCルールとVAIルールの考え方
- ◆証明資料の作成例
- ◆裏づけ・根拠書類の種類

【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】

原産性を判断するための基本的考え方と
整えるべき保存書類の例示

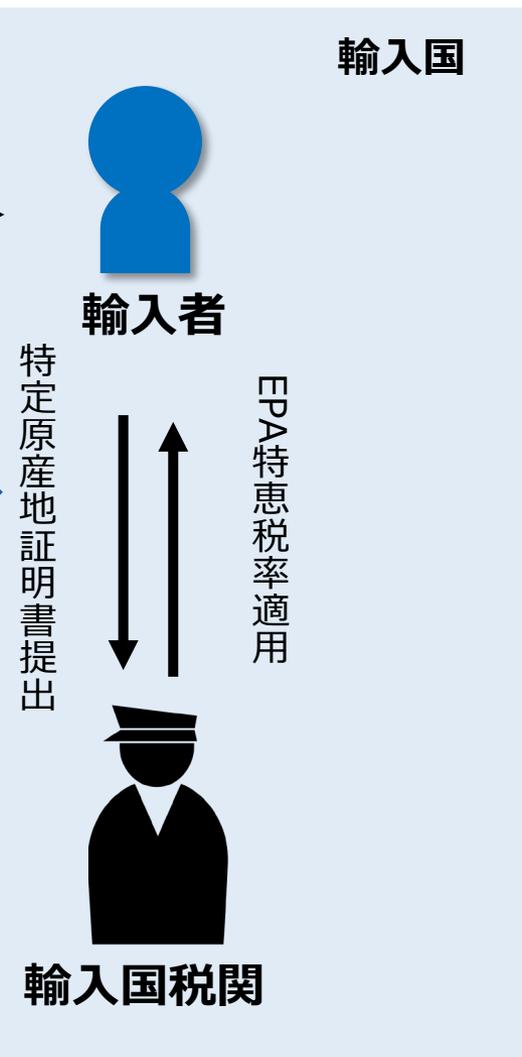
2023年3月改訂
経済産業省
原産地証明室

EPAによる関税の減免税を受けるための流れ(イメージ)

輸出者は**特定原産地証明書**を取得

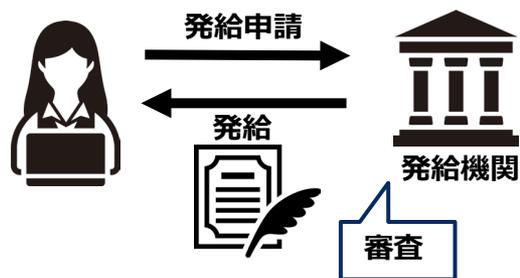


輸入者は輸入申告を行い、
EPA特恵税率適用を要求する際に
特定原産地証明書を税関に提出する。



原産地証明制度

1. 日本商工会議所に
発給してもらう
→ **第三者証明制度**

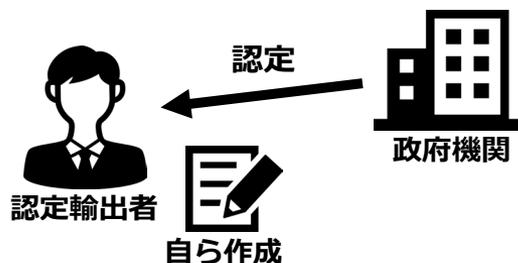


- 日本では**日本商工会議所が特定原産地証明書（第一種）を発給**
- 全国28か所の商工会議所内に日本商工会議所の事務所がある。
- 手続きはオンライン。

2. 自分で作る → **自己申告制度**

認定輸出者自己証明制度

(完全) 自己申告制度



- 経済産業大臣による**認定を受けた認定輸出者**自らが特定原産地証明書（第二種）を作成
- **協定毎**の認定
- 認定申請の際、申請書に記載した品目についてのみ利用可能
- 認定後、登録免許税9万円



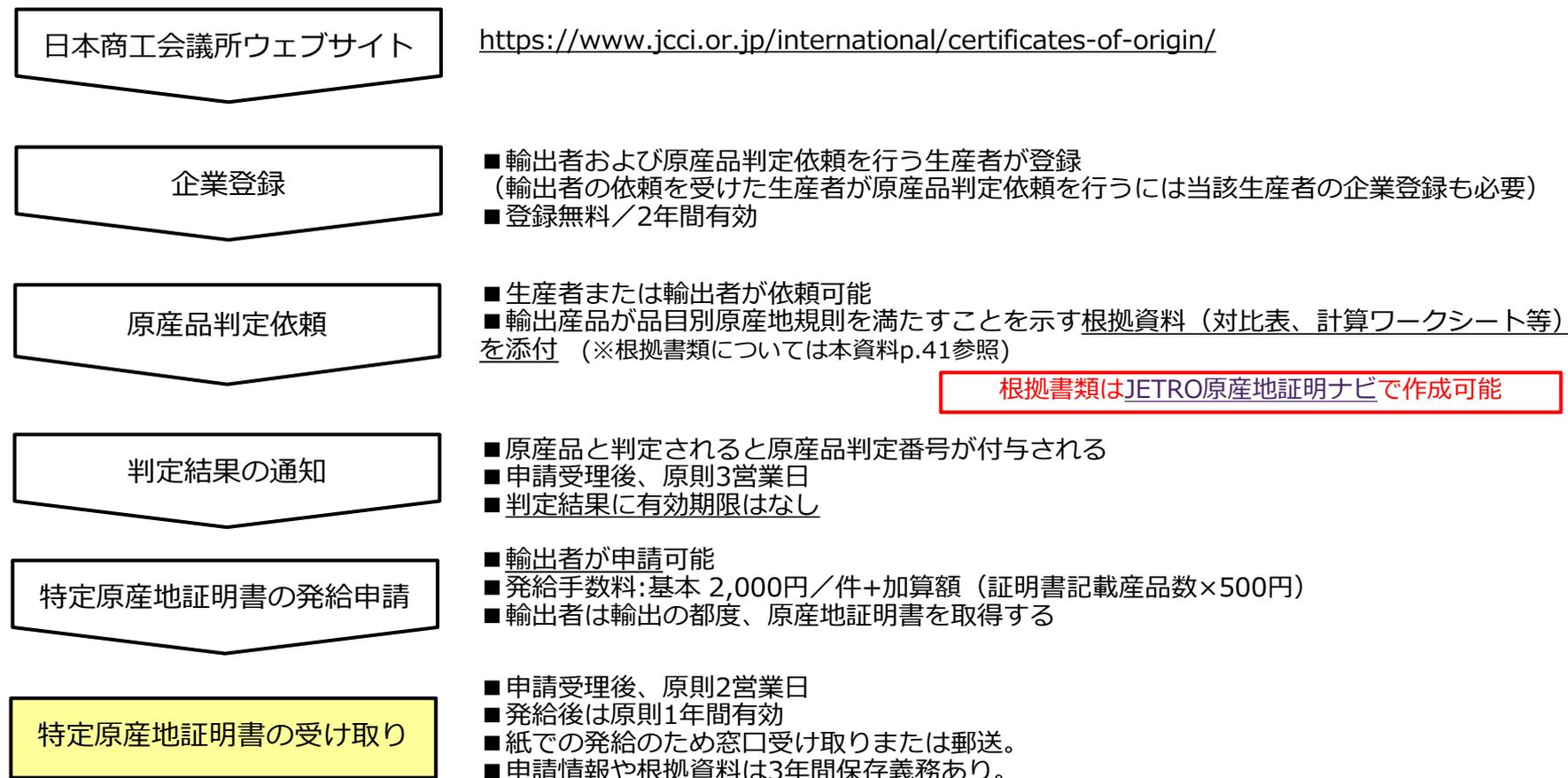
- **輸出者・生産者・輸入者自らが原産性を満たしていることを申告**する制度。（国による認定は不要）
- 輸出者・生産者による自己申告：RCEP, TPP11, 日EUEPAなど
- 輸入者による自己申告：日米貿易協定など

AJCEPは**第三者証明制度**を採用

日本が締結したEPAにおける原産地証明制度

EPA/FTA/ 貿易協定	発効時期	第三者証明制度	認定輸出者 自己申告制度	自己申告制度
日シンガポール	2002年11月	○	-	-
日メキシコ	2005年4月	○	○	-
日マレーシア	2006年7月	○	-	-
日チリ	2007年9月	○	-	-
日タイ	2007年11月	○	-	-
日インドネシア	2008年7月	○	-	-
日ブルネイ	2008年7月	○	-	-
日ASEAN	2008年12月	○	-	-
日フィリピン	2008年12月	○	-	-
日スイス	2009年9月	○	○	-
日ベトナム	2009年10月	○	-	-
日インド	2011年8月	○	-	-
日ペルー	2012年3月	○	○	-
日オーストラリア	2015年1月	○	-	○
日モンゴル	2016年6月	○	-	-
CPTPP (TPP11)	2018年12月	-	-	○
日EU	2019年2月	-	-	○
日米貿易協定	2020年1月	-	-	○ (輸入者のみ)
日英EPA	2021年1月	-	-	○
RCEP	2022年1月	○	○	発効後10-20年以内

原産地証明書発給までの流れ（日本から輸出の場合）



日本の輸出者・生産者からASEANの輸入者に送付
 輸入者は輸入国税関に提出、特惠税率で通関

※詳細：日本商工会議所> 特定原産地証明書発給申請マニュアル
https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

原産地証明書記載要領 (日本から輸出の場合)

⑭ 日アセアン協定における第一種特定原産地証明書の記載要領

- 日本商工会議所
「特定原産地証明書発給申請マニュアル-事前準備編-」
p.84 AJCEPにおける第一種特定原産地証明書の記載
http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

Number of page /	
1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country?) (欄1) 輸出者 (英文名称、住所、国名)	Reference No. (証明番号) THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ Issued in Japan
2. Goods consigned to (Importer's/ Consignee's name, address, country?) (欄2) 輸入者 (英文名称、住所、国名)	4. For Official Use (欄4) 公的用途 Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement Preferential Treatment Not Given (Please state reason)
3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段 (知らざる限り) ※輸送経路を述べたしている必要あり (日本 ⇒ AJCEP締結国)	5. Date of shipment (欄5) 輸送開始の日付を記載します Shipment date Month/year / day/month etc. (年) (月) (日) Place of discharge (欄6) 荷役場
5. Item number (as necessary): Marks and numbers of packages: Number and kind of packages: Description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party as in their tariff) (欄5) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の形態および種類、品名 (4桁項目番号) <特殊品名> ※ (1) 品名(カタ) を付添してきた封封紙等に品目説明を添付している品目は、当該品目への品名が印刷されている品名を入力 (ありん、穀物等 (アルコール1%未満)、キルト等)	6. Preference criteria (欄6) 特恵基準 7. Quantity (gross or net weight or other quantity): (欄7) 数量 8. Number and date of invoice: (欄8) インボイス番号と日付 <記載方法> 輸入国向け →日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 →日本の輸出者発行インボイス番号と日付 →輸出国中間者発行インボイスを使用する場合 →輸出国中間者発行インボイス番号と日付
Marks and numbers (ケースマーク、標記、荷役番号) ※入力の例は欄8/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (和蘭文字で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、300文字超え入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷役) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (和蘭文字で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、150文字超え入力の場合は証明書プレビューで確認してください	9. Declaration by the exporter (欄9) 輸出者宣言 The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in (Country) and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to (Country) Place and date (欄10) 場所、日付 Printed name (欄11) 署名 Signature (欄12) 署名 Company of authorized signatory (欄13) 署名
10. Declaration by the importer (欄10) 輸入者宣言 It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: Place and Date (欄11) 場所、日付 Printed name (欄12) 署名 Signature (欄13) 署名 Stamp (欄14) 印	11. Issuance (欄11) 発給 (発給所使用情報) Issued Proactively (欄12) ボックスに自動チェック Issued Retroactively (欄13) ボックスに自動チェック Third Country Invoicing (欄14) ボックスに自動チェック

発給申請：原則船積み前
 遡及発給：可能(船積み後12カ月間)
 再発給：可能 (証明書の日付から12ヶ月間)
 有効期間：発給日から1年以内
 対象となる輸入：1回限り
 第三国で発出されるインボイス：受け入れ可

※一般特恵原産地証明書 (GSP Form A) の代用は不可
 ※200USドルを超えない、または輸入国が規定する額を超えない貨物の場合 (日本：20万円) には提出を要しない

ASEAN各国の原産地証明書発給機関（日本へ輸入の場合）

国	(日本語)発給機関名称	(英語)発給機関名称・リンク
シンガポール	税関	Singapore Customs https://www.customs.gov.sg/
マレーシア	国際貿易産業省	Ministry of International Trade and Industry
タイ	タイ商務省 外国貿易局	Ministry of Commerce Department of Foreign Trade
ベトナム	商工省 輸出入管理事務所	Ministry of Industry and Trade Import-Export Management Office https://moit.gov.vn/en
インドネシア	商業省	Ministry of Trade https://www.kemendag.go.id/
フィリピン	関税局	The Philippine Bureau of Customs Tariff Commision
ブルネイ	財務経済省	Trade Division, Ministry of Finance and Economy
カンボジア	商工省	Ministry of Commerce https://www.moc.gov.kh/
ミャンマー	商業省貿易局	Ministry of commerce
ラオス	商工省 輸出入局 商工省 地方当局 経済特区	Department of Import and Export, Ministry of Industry and Commerce http://www.moic.gov.la/ Office of Industry and Commerce Special Economic Zone Authority

FORM AJへのFOB価格の記載について (日本へ輸入の場合)

■外務省

原産地規則にかかるASEAN側原産地証明書の書式(Form AJ)の変更

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page22_001081.html

1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country)		Reference No. THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT)	
2. Goods consigned to (Importer's/Consignee's name, address, country)		CERTIFICATE OF ORIGIN	
3. Means of transport and route (as far as known)		FORM AJ	
Shipment date		Issued in _____ (Country)	
Vessel's name/Aircraft etc.		See Notes Overleaf	
Port of discharge		4. For Official Use	
5. Item number		<input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement	
6. Marks and numbers of Packages		<input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s)	
7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)		Signature of Authorised Signatory of the Importing Country	
8. Origin criteria (see Notes overleaf)		9. Quantity (Gross or net weight or other quantity) and value (FOB or CIF as required by exporting Party only when RVC criterion is used)	
10. Number and date of Invoice		11. Declaration by the exporter	
11. Declaration by the exporter		12. Certification	
The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in _____ (Country)		It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.	
and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to _____ (Importing Country)		Place and date, signature and stamp of certifying authority	
Place and date, name, signature and company of authorised signatory		13.	
□ Third Country Invoicing □ Back-to-Back CO □ Issued Retroactively			

ASEAN各国が発給するForm AJについて、従来はすべての場合で輸出地におけるFOB価格の表示が必要とされていたが、2014年に様式が改訂され、それ以降は付加価値基準(RVC)を使用する場合を除いては、原産地証明書に**FOB価格の記載が不要**となった。

フォーマットNo.9に関する注(Notes) No.6 抜粋

FREE-ON-BOARD (FOB) VALUE: The FOB value in Box 9 shall be reflected only when the Regional Value Content criterion is applied in determining the origin of goods. In the case of goods exported from and imported by Cambodia and Myanmar, the FOB value shall be included on the Certificate of Origin, irrespective of the origin criteria used, for 2 years upon the implementation of this new arrangement.

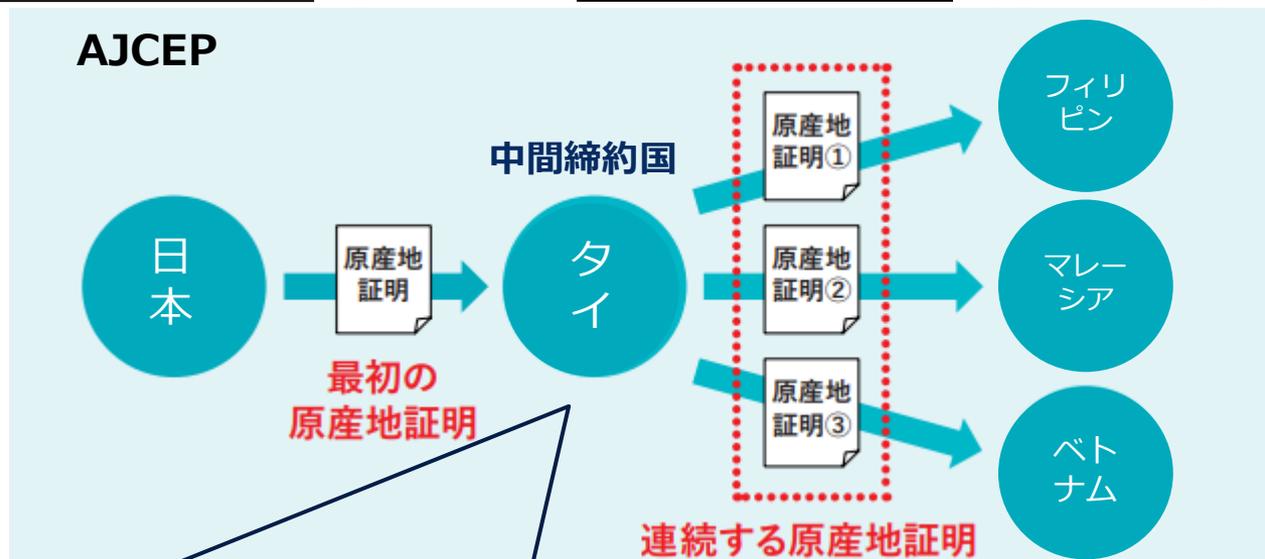
連続する原産地証明 (Back-to-Back Proof of Origin)

輸出締約国の最初の原産地証明に基づいて、経由国である締約国（中間締約国）の発給機関が発給することができる原産地証明。

【連続する原産地証明のメリット】

最初の原産地証明に記載された貨物を、中間締約国で分割して各締約国に輸出する際に、その分割された貨物ごとに原産地証明を発給できる。

⇒中間締約国で一括して在庫管理を行い、AJCEP域内での物流の効率化を図ることが可能。



注1. タイでは通関手続きをせず、税関監督下の保税倉庫で分割し、「連続する原産地証明書」の数量の総計は「最初の原産地証明書」の数量の総計を超えないこと。

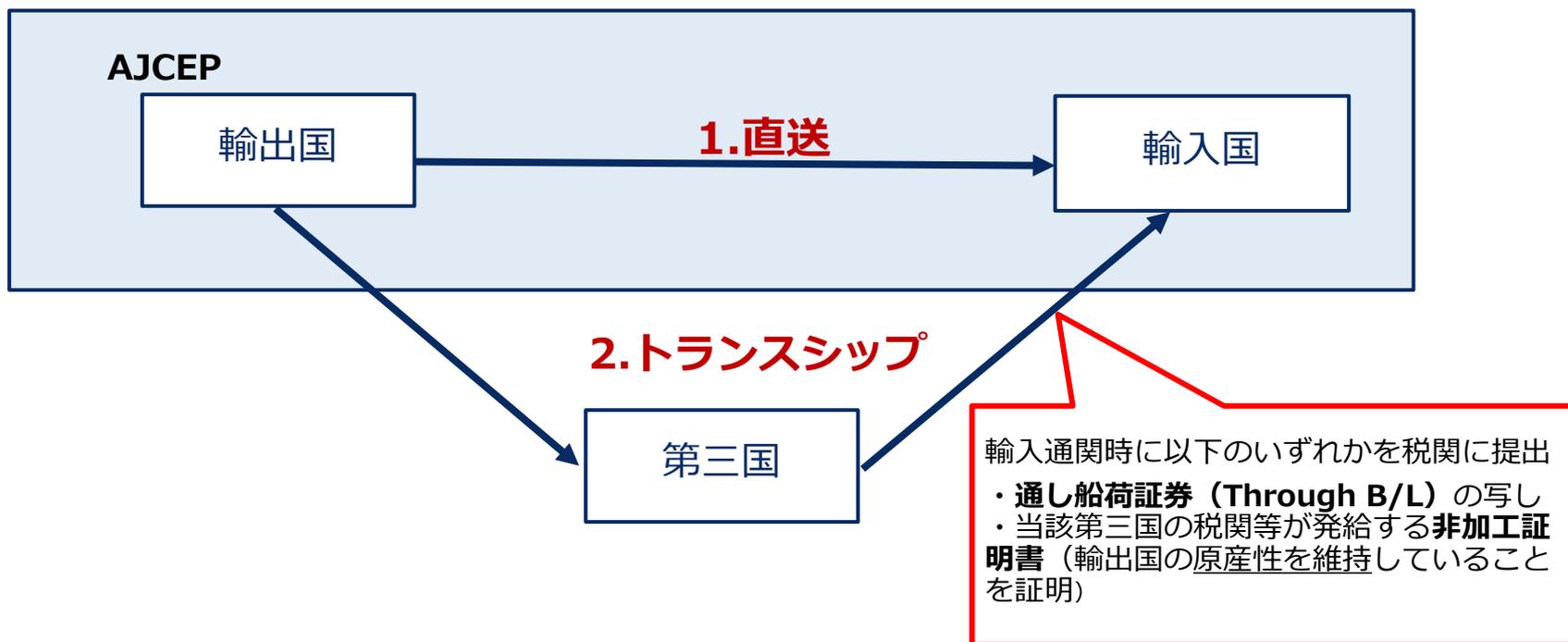
注2. 個々の締約国が、連続する特定原産地証明書を発給するか否か、受け入れるか否かはその締約国の国内法による。従って、関係国担当機関に事前に確認したほうがよい。

(注意) 日本では連続する原産地証明の発給はされませんのでご注意ください。

積送基準（直接積送）

- 原産品は原則として輸出国から輸入国へ直送される必要がある。
- トランスシップ（積み替え・一時蔵置）のために第三国を経由する場合は、右下のいずれかの書類を輸入国税関で提出することで積送基準を満たすことが可能。

積送基準を満たすための条件



ジェトロ お問い合わせ先

【EPA相談窓口】

本マニュアルに関するお問い合わせは以下**全国8か所（北海道、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、香川、福岡）**に設置している**EPA相談窓口**にて受け付けています。

本部(東京)	TEL : 03-3582-4943	名古屋	TEL : 052-589-6210
大阪本部	TEL : 06-4705-8606	広島	TEL : 082-535-2511
北海道	TEL : 011-261-7434	香川	TEL : 087-851-9407
仙台	TEL : 022-223-7484	福岡	TEL : 092-471-5635

オンラインでは24時間お問い合わせを受け付けています。ぜひご活用ください。

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

【免責事項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。本資料の掲載内容はできるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。また、本資料の無断での転載・複製を禁じます。